

○財務省令第十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
	税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十		税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十		
	一号）第九条の八第四項、		一号）第九条の八第四項、		
	第二百五条第三項若しくは		第二百五条第三項若しくは		
	第二百二十九条、		第二百二十九条、		
	関税暫定措置法（昭和三十五年法律		関税暫定措置法（昭和三十五年法律		

<p>第三十六号) 第十五条第二項、通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号) 第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号) 第二十条第二項、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号) 第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号) 第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATIA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七十号) 第七条第二項、</p>	<p>第三十六号) 第十五条第二項、通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号) 第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号) 第二十条第二項、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号) 第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号) 第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATIA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七十号) 第七条第二項、</p>
---	---

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十条の六第四項若しくは第七十四条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百十二号）第七条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

〔略〕

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百十二号）第七条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。